

# 海岸防災林緊急整備対策

## 1 趣旨

平成16年12月26日に発生したスマトラ島西方沖の地震に伴う津波により、インド洋沿岸諸国を中心に未曾有の被害が生じたが、タイやプーケット島北部の海岸沿いではマングローブ林等が津波の勢いを弱め減災に役立ったことが確認されている。

一方、我が国においてもチリ地震津波（昭和35年）や日本海中部地震津波（昭和58年）などにおいて海岸林が津波被害軽減に大きく役立ったことが知られているところである。

東南海・南海地震など海溝型地震では、揺れによる被害と同じく津波による被害も大きいという特徴があり、地震対策を推進する上で津波対策が重要な課題となっている。

治山事業では、従来から海岸防災林造成事業等により海岸林の造成等を行ってきたところであるが、海岸侵食や松くい虫被害等により津波の軽減効果が十分に期待できない海岸林が今なお多数存在している状況にある。

このため、これらの地域において津波対策を強化するため、海岸林等の緊急整備を実施する。

## 2 事業の内容

海岸侵食や松くい虫被害等により津波の軽減効果が十分に期待できない海岸を対象として、海岸侵食等から保安林等を保護するための防潮護岸工、森林造成等を緊急に実施する。